

議案第 8 2 号

八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例を廃止する
条例について

八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例を別紙のとおり廃止
するものとする。

令和 7 年 7 月 2 2 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定
を踏まえ、土砂等のたい積に係る規制等を廃止したいため、この案を提出
するものである。

八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例を廃止する条例
八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例（平成16年条例第
27号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に廃止前の八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けて行われている土砂等のたい積に関する旧条例第8条から第20条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（当該許可の期間が満了する日までに旧条例第17条の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して行われた土砂等のたい積に関する旧条例第17条第2項及び第18条から第20条までの規定の適用については、なお従前の例による。

4 施行日前にされた旧条例第17条第2項の規定による命令を受けた者に対する旧条例第19条及び第20条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

5 施行日前にした行為及び前3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例の一部改正）

6 八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例（平成16年条例第27号）第2条第1号に規定する土砂等」を「土砂、岩石その他土地へのたい積に供されるもの」に改める。